

医療情報取得加算に関する掲示

・当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診察を行います。

・診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、令和6年6月より、医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

マイナ保険証を利用しない場合・利用しても、診療情報提供に同意をされない場合

医療情報取得加算 1 初診時 3点

医療情報取得加算 3 再診時 2点(3月に1回限り算定)

マイナ保険証で診療情報提供に同意された場合・診療情報提供書をお持ちの場合

医療情報取得加算 2 初診時 1点

医療情報取得加算 4 再診時 1点(3月に1回限り算定)